

Hib 感染症に対する予防接種について

◆ 国内における Hib ワクチンの変遷

- 平成 19 年 1 月 乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン（アクトヒブ）の製造販売承認
- 平成 22 年 11 月 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」の開始により、Hib ワクチン接種の促進
- 平成 25 年 4 月 乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンの定期接種化
- 平成 25 年 9 月 沈降ヘモフィルス b 型ワクチン（ヴァクセムヒブ）の承認申請
- 平成 28 年 1 月 ヴァクセムヒブの製造販売承認

◆ 現行の Hib 感染症に対する定期予防接種について

類型：A 類疾病【予防接種法第二条】

対象年齢：生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者【施行令第一条の二】

接種の方法：乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用。【実施規則第十七条】

対象者		方法
初回	初回接種の開始時に生後二月から生後七月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）から五十六日までの間隔において三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5mLとする。
	初回接種の開始時生後七月に至った日の翌日から生後十二月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを二十七日（医師が必要と認めるときは、二十日）から五十六日までの間隔において二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5mLとする。
	初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者	乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5mLとする。
追加	初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者	初回接種終了後七月から十三月までの間隔において、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5mLとする。